

【別紙 1】

「令和 4 年度保健医療と福祉の事例発表会」配付資料

題名	旅館やホテルの環境中に存在するウイルスの遺伝子検査について
所属（職名）	衛生研究所ウイルス部（技師）
氏名	石川莉々子、織戸 優、石川加奈子、堀江育子、阿部櫻子、内田好明
はじめに	旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)において、「伝染性の疾患」の罹患が明らかな場合を除き、宿泊を拒んではならない、と定められているが、「伝染性の疾患」は明確に定義されていない。伝染性の疾病を明らかにし、旅館等において感染症の発生や感染拡大を防止するための提言を行うことを目的とし、2021 年度より国立感染症研究所との共同研究を開始した。今回は、11 月までの調査の中間報告を行う。
目的	旅館等における環境表面と空気検体からのウイルス遺伝子検出状況と感染対策実施状況を調査し、適切かつ現実的と考えられる感染対策の在り方を検討することとした。
内容	2022 年 9 月から 11 月に実施した、旅館等 4 施設の現地調査の結果について報告する。 1) 旅館等におけるウイルス遺伝子検出 空気中及び環境表面からのウイルス遺伝子検出検査を実施した。空気検体については SARS-CoV-2 及びその他呼吸器ウイルス遺伝子 17 項目の検出を試みた。環境表面については、SARS-CoV-2 及び下痢症ウイルス遺伝子 6 項目の検出を試みた。 2) 感染対策実施状況調査 検体採取時に、現地の感染対策実施状況について実地調査及び聞き取り調査を実施した。
成果	1 施設のエレベーターボタンから SARS-CoV-2 遺伝子が検出された。それ以外の環境表面 76 検体及び空気 16 検体からは、ウイルス遺伝子は検出されなかった。 聞き取り調査により、共用部のアルコール消毒を 30 分に 1 回行うなど、定期的な清掃が実施されていることが確認された。
考察	今回の調査で、93 検体中 1 検体からウイルス遺伝子が検出され、全体的に衛生状態は良好であった。また、ウイルス遺伝子が検出された箇所においては、必ずしも利用客の感染リスクが高いことを示すわけではない。頻回の清掃には限界があることから、館内における利用客や従業員の手指衛生の推進が感染対策として重要と考えられた。
まとめ ※今後業務に どのように活用 するかを記載	新型コロナウイルス感染症の流行により、個人及び事業者の感染対策への取り組み方が変化している。空気中や環境表面の汚染状況を調査することで、感染対策評価の一助となる。今後、関係機関へ情報提供を図っていきたい。

※参加対象の団体に配付を予定しております。